

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-④)

施策目標	40 北海道総合開発を推進する							担当部局名	北海道局			作成責任者名	参事官 川合 紀章	
施策目標の概要及び達成すべき目標	北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るために、「アジアに輝く北の拠点」、「森と水の豊かな北の大地」、「地域力のある北の広域分散型社会」を戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「新たな北海道総合開発計画」を推進する。							施策目標の評価結果	おおむね順調である	政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定期間	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
171 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	-	-	14.6%	13.8%	10.7%	12.6%	10.0%	A-2	毎年度の事業完了地区の利用集積率が7%以上上昇	平成27年度	北海道では、「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」(平成23年3月策定)において、将来的には担い手への農地の利用集積率を約7%上回る程度の水準を目標としている。 こうしたことから、現状では農地の集積が一般的な地域に比べ低調な事業実施地区においても、施策の実施による農業構造改革の進展を意欲的に見込み、北海道全体の目標と同程度の上昇幅を目標として設定する。 なお、本指標は、当該年度に事業が完了する地区における、各地区的事業着手前の農地の利用集積率(基準値)に対する上昇ポイントを目標値としており、対象となる地区が毎年度異なることから、基準値も毎年度異なる。このため、初期値(基準値)は明示していない。			
172 北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	20%	21年度	-	20%	21%	23%	26%	B-2	48%	平成28年度	漁港・漁場・漁村の整備の長期的な方向性を示す第3次漁港漁場整備長期計画(平成24年3月閣議決定、計画期間:平成24~28年度)においては、水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理下で出荷される水産物の割合を、29%(平成21年度)から概ね70%に向上させることを目標としている。 北海道においては、初期値が全国29%に対し北海道が20%と差があり、全国の伸び率(21年度→28年度:2.4倍)と同程度の伸び率を目指すこととする。			
173 道外からの観光入込客数のうち外国人の数	51万人 (46.4%)	17年度	69万人 (62.7%)	68万人 (61.8%)	74万人 (67.3%)	57万人 (51.8%)	集計中	B-1	110万人 (100%)	平成24年度	平成20年度を初年度とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」(平成20年7月閣議決定)の主要施策のうち、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興の進捗状況を示す一般的な指標として設定。 北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のめぐらし行動計画」とび「北海道外客來訪促進計画」においては過去の来道外国人観光入込客数の実績値等から同様の目標が設定されている。			
174 育成林であり水土保全林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	65.3%	20年度	65.3%	64.9%	65.8%	66.7%	66.8%	B-1	73.3%	平成25年度	森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、森林の適切な整備・保全を図ることが重要である。この成果を把握するため、森林の整備・保全が計画的に実施された場合に、機能が良好に保たれている森林の割合を目標値として設定する。 具体的には、森林整備事業及び治山事業の事業計画である「森林整備保全事業計画」(平成21年4月24日閣議決定、計画期間:平成21年度より5ヵ年)において、育成途中的水土保全林のうち土壤を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれないと考えられる森林の割合を、平成25年度までの5年間に71%から79%に維持向上させることが設定されている。北海道の育成林においても毎年同程度の水準の森林整備の実施を確保することが必要であることから、同程度の上昇率を目標値として設定する。			
175 アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	22,867人	19年度	24,262人	26,002人	27,778人	29,441人	31,091人	A-2	31,000人	平成24年度	アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する普及啓発の施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化的な発展に寄与することを目的としている。同法に基づき、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構がアイヌの伝統や文化をテーマとした講演会を実施している。当該講演会は、平成10年度から全国各地で実施しているものであるが、広く一般国民に普及させるためには、今後も継続的に行なうことが重要である。以上の理由から、「講演会の述べ参加者数」をアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発の業績指標として設定する。目標値は、過去5年間の講演会参加者数の年平均値を算出し、目標年度までの5か年分を延べ人数に累計し設定している。			
176 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	3.10百万円/人	17年度	3.449百万円/人	3.452百万円/人	3.418百万円/人	集計中	集計中	A-2	3.10百万円/人以上	平成24年度	北方領土隣接地域における産業の振興及び交流の推進に係る施策を推進し、地域の振興及び住民の生活の安定の充実を図ることを目標としており、地域の振興の進捗状況を示すのに施策の対象となる主要産業の人口一人当たりの生産額を目標として設定する。目標値は、北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金を創設した翌年度の平成17年度の人口一人当たりの生産額以上とした。			

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)			25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)					
(1) 北海道特定特別総合開発事業 推進費等 (平成13年度)	407	8,625 (8,537)	8,010 (7,946)	6,491		複数の事業分野に関わる横断的な政策課題等に対して機動的・重点的な予算措置を講じることなどにより、北海道総合開発計画の推進を図る。	171 173 174	北海道特定特別総合開発事業推進費は基幹的な事業が毎年変わるため定量的な成果目標は設定できない。  北海道特定地域連携事業推進費は事業を実施するうえで多数の成果目標及びアウトカムを設定している。
(2) 北海道開発事業 (昭和26年度)	408	422,506 (417,640)	382,688 (380,381)	669,310		北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画(現行計画は平成20年7月4日閣議決定の)地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画J)の具体化に資する所要の公共事業(治水、治山、海岸、道路、港湾、空港、水道、廃棄物、公園、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備、社会資本総合整備に係る事業)を実施する。	171 172 173 174	各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に活動指標を設定  各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に成果目標を設定
(3) 北海道開発事業(東日本大震 災関連) (昭和26年度(平成23年度))	409	9,742 (9,481)	39,391 (39,276)	2,259		北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献し、地域の活力ある発展を図るとともに、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、全国的に緊急に実施する必要性が高く即効性のある防災、減災等に資する事業を実施することで、北海道総合開発計画の推進を図る。	171 172 173 174	各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に活動指標を設定  各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に成果目標を設定
(4) 北海道開発計画調査等経費 (昭和26年度)	410	163 (74)	161 (104)	132		関係行政機関による連絡会議等を開催するとともに、北海道の経済社会動向の把握、計画のフォローアップ、計画の主要施策の推進に向けた基礎的な調査及び北方領土地域の現況等の把握を実施する。	173	－ －
(5) 北方領土隣接地域振興等経費 (北方領土隣接地域振興等事 業推進費補助金) (平成16年度)	411	100 (96)	100 (96)	100		「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町)が行う、北方領土問題が未解決であることに起因する地域産業の課題に対応した産業振興事業、北方領土問題の啓発又は四島交流の支援に資する交流推進事業への補助を行う。	176	－ －
(6) アイヌの伝統等普及啓発等に 必要な経費 (平成9年度)	412	124 (102)	125 (107)	124		アイヌ文化振興法に基づき指定された(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構(以下「アイヌ文化財団」という。)が実施する、アイヌの伝統等に関する普及啓発(公共施設における普及啓発、広報情報発信、小中学生向け副読本の作成・配布、幼児向け絵本の作成・配布、講演会・セミナーの開催等)、アイヌの伝統的生活空間の再生(伝統的家屋等の復元、自然素材の育成、体験交流活動等)等に要する経費の補助等を行う。	175	－ －